

京都議定書目標達成計画の評価・見直しに関する  
中間報告（素案）

平成 19 年 7 月

中央環境審議会地球環境部会

産業構造審議会環境部会地球環境小委員会

## 目次

委員名簿  
審議経緯  
はじめに

### I. 地球温暖化対策に関する基本的認識と日本の取組

1. 地球温暖化に関する科学的知見
2. 京都議定書目標達成計画の策定経緯と見直し

### II 京都議定書目標達成計画の評価

1. 現在の温室効果ガスの排出量の状況
2. 既存対策の評価
  - (1) これまでの評価経緯
  - (2) 評価内容
3. 2010年における温室効果ガスの排出量の見通しと不足削減量
  - (1) 社会経済活動量の変化 (P)
  - (2) 2010年における温室効果ガスの排出量の見通し (P)

### III. 京都議定書目標達成計画の見直し

1. 目標達成計画の見直しに当たっての視点
2. 対策・施策の強化の方向
  - (1) 今後早急に具体的内容を検討し可能な限り効果を推計していく対策・施策の強化
    - ① エネルギー起源二酸化炭素の対策・施策
    - ② 非エネルギー起源二酸化炭素、メタン及び一酸化二窒素の対策・施策
    - ③ 代替フロン等3ガスの対策・施策
    - ④ 吸収源の対策・施策
    - ⑤ 京都メカニズムに関する対策・施策
  - (2) 最終報告に向けて検討すべき事項
3. その他

おわりに

## 委員名簿

## 審議経緯

### はじめに

「京都議定書目標達成計画」は、気候変動枠組条約（1992年5月採択、1994年発効）の究極的な目的を達成するための長期的・継続的な排出削減の第一歩として、京都議定書が2005年2月に発効したことを受け、この約束を達成するために、2005年4月に閣議決定されたものである。現在、本計画に基づき、関係省庁が中心となって地球温暖化対策を進めている。

京都議定書目標達成計画はあくまで、2008年度から2012年度までの京都議定書第1約束期間に基準年から6%削減することを内容とする計画であるが、京都議定書に定められた先進国の削減約束の達成は、温室効果ガスの大気中濃度の安定化という気候変動枠組条約の究極的な目的の達成のための一里塚として位置付けられている。

本年5月には安倍総理の新提案である「美しい星50」において、世界全体の排出量を現状に比して2050年までに半減するという長期目標が示された。また、先日のハイリゲンダム・サミットにおいても、2050年までに地球規模での排出を少なくとも半減させることを含むEU、カナダ及び日本による決定を真剣に検討する、とされた。

このように、2013年以降の長期的な気候変動対策についての議論が国際的に本格化していることも踏まえ、京都議定書上の削減約束を確実に達成するとともに更なる長期的、継続的な排出削減を目指すことが必要である。

## I. 地球温暖化対策に関する基本的認識と日本の取組

### 1. 地球温暖化に関する科学的知見

地球温暖化問題は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる最も重要な環境問題である。気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の報告によれば、地球が温暖化していることには疑う余地がない。その原因は、人為起源の温室効果ガスの増加だとほぼ断定されている。

現状の世界の排出量は自然界の吸収量の2倍を超えており、このままで行くと、世界の温室効果ガス排出量は今後数十年に渡って引き続き増加するものと考えられ、1980～1999年と比較した今世紀末の地球全体の平均気温の上昇は、環境の保全と経済の発展が地球規模で両立する社会では、約1.8℃（1.1～2.9℃）である一方、化石エネルギー源を重視する社会では、約4.0℃（2.4～6.4℃）に達すると予測されている。

このような地球温暖化の結果、異常気象の頻発、気候システムの急激な転

換といった影響を起こすのみならず、生態系への影響に加え、数億人規模の水不足の一層の悪化、農業への打撃、感染症の増加、災害の激化など私たちの経済・社会活動に様々な悪影響が複合的に生じる可能性が指摘されている。現在既に、地球温暖化によって水資源や脆弱な生態系などでは悪影響が生じており、今後の気温上昇に従って、より深刻な悪影響が世界の全ての地域で生じることが予測されている。

二酸化炭素を始めとする温室効果ガスの濃度の安定化のためには、排出量が吸収量と同等のレベルになるよう、現在の排出量からの大幅な削減が必要である。

## 2. 京都議定書目標達成計画の策定経緯と見直し

我が国は、京都議定書の6%削減約束を確実に達成するために必要な措置を定めるものとして、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）に基づき、京都議定書目標達成計画（以下、「目標達成計画」という。）を策定している。目標達成計画については、平成17年4月に閣議決定され、第1約束期間の前年である2007年度（平成19年度）に、目標達成計画に定める対策・施策の進捗状況・排出状況等を総合的に評価し、第1約束期間において必要な対策・施策を2008年度から講ずるものとする、とされている。

このため、中央環境審議会・産業構造審議会では合同会合を開催し、2006年11月から目標達成計画の評価・見直しに関する審議を開始し、各部門ごとの対策・施策の進捗の評価の検討、有識者・関係省庁・関係団体からのヒアリング、部門毎の対策・施策の見直しの検討等について、計21回（予定）に渡って精力的な審議を行ってきた。こうした審議を受け、中央環境審議会・産業構造審議会では、目標達成計画の評価・見直しの基本的な方向性について中間報告を行うこととした。

## II 京都議定書目標達成計画の評価

### 1. 現在の温室効果ガスの排出量の状況

2005年度の我が国の温室効果ガス排出量は13億6,000万t-CO<sub>2</sub>となっており、基準年の総排出量を7.8%上回っている。(図1)

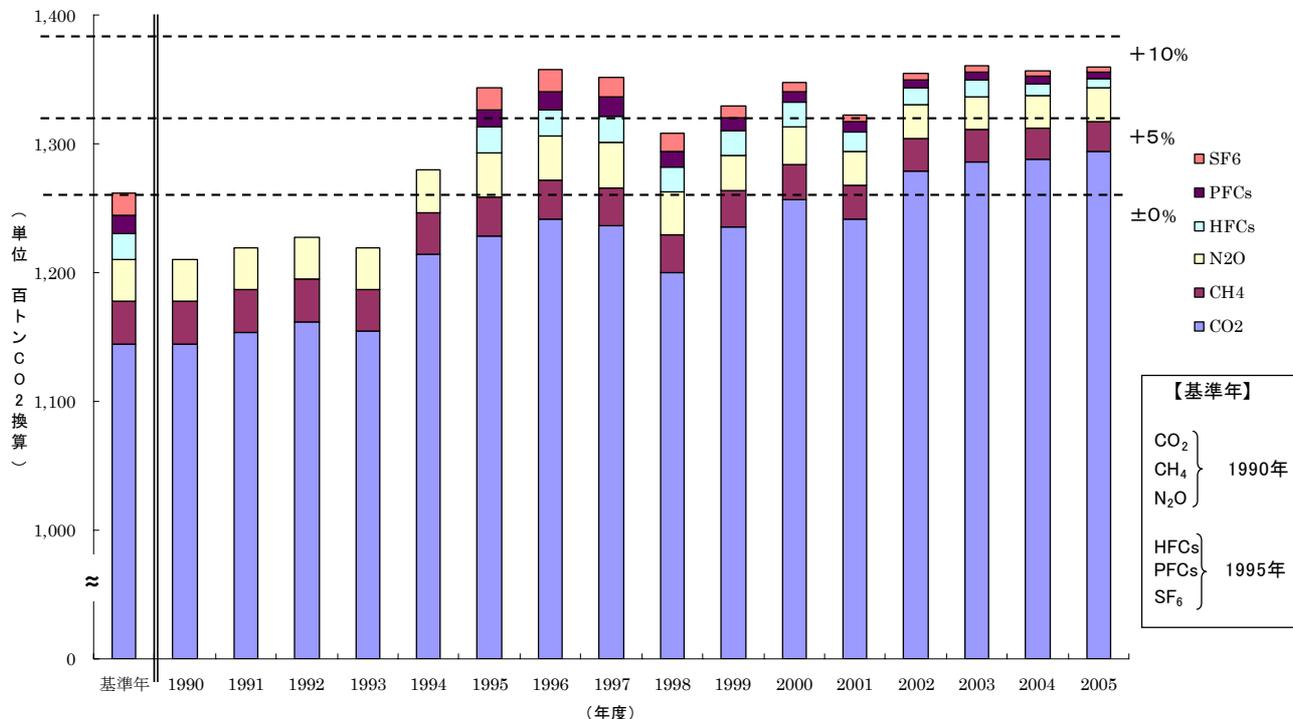


図1：我が国の温室効果ガス総排出量の推移

基準年から2005年までの温室効果ガス排出量の増減を温室効果ガス別に見ると、我が国の総排出量の9割以上を占める二酸化炭素の増加が大きく、その他5種類のガスは基準年を下回っている。(表1)

なお、2005年度の原子力発電所の利用率が、仮に原子力発電所が長期停止の影響を受けていない2002年度の原子力発電の停止前に策定した計画(平成14年度供給計画)の水準にあったと仮定して我が国の温室効果ガスの総排出量を推計すると、2005年度の温室効果ガスの総排出量は基準年比で5.5%上回るとの試算がある。

表 1 温室効果ガスの排出状況について

		基準年 (全体に占める割合)	2005 年度実績 (基準年増減)
エネルギー起源二酸化炭素		1, 0 5 9 (84%)	1, 2 0 3 (+13.6%)
	産業部門	4 8 2 (38%)	4 5 6 (-5.5%)
	業務その他部門	1 6 4 (13%)	2 3 8 (+44.6%)
	家庭部門	1 2 7 (10%)	1 7 4 (+36.7%)
	運輸部門	2 1 7 (17%)	2 5 7 (+18.1%)
	エネルギー転換部門	6 7. 9 (5%)	7 8. 5 (+15.7%)
非エネルギー起源二酸化炭素		8 5. 1 (7%)	9 0. 6 (+6.6%)
メタン		3 3. 4 (3%)	2 4. 1 (-27.9%)
一酸化二窒素		3 2. 6 (3%)	2 5. 4 (-22.0%)
代替フロン等 3 ガス		5 1. 2 (4%)	1 6. 9 (-66.9%)
合 計		1, 2 6 1 (100.0%)	1, 3 6 0 (+7.8%)

(単位：百万 t-CO<sub>2</sub>)

※ 基準年及び 2005 年度の数值は、平成 18 年 8 月に条約事務局に提出した割当量報告書における計算方法により算出。

我が国の温室効果ガス排出量は、2005 年度が、基準年比+7.8%となり、全体としては、増減しながら基準年比約 5~8%を推移している。

部門ごとに見ると、産業部門（基準年総排出量に占めるシェアは 38.2%）の 2005 年度排出量は基準年比▲5.5%である一方、運輸部門（基準年総排出量に占めるシェアは 17.2%）の 2005 年度排出量は基準年比+18.1%であり、業務部門（基準年総排出量に占めるシェアは 13.0%）、家庭部門（基準年総排出量に占めるシェアは 10.1%）の 2005 年度排出量はそれぞれ基準年比+44.6、+36.7%となっている。

また、ガス種ごとに見ると、エネルギー起源二酸化炭素の 2005 年度排出量は基準年比+13.6%であるのに対し、代替フロン等 3 ガスの 2005 年度排出量は基準年比▲66.9%となっている。

このように、我が国の温室効果ガス排出については、ガス種ごと、部門ごとに排出量の傾向等に相違が見られる。

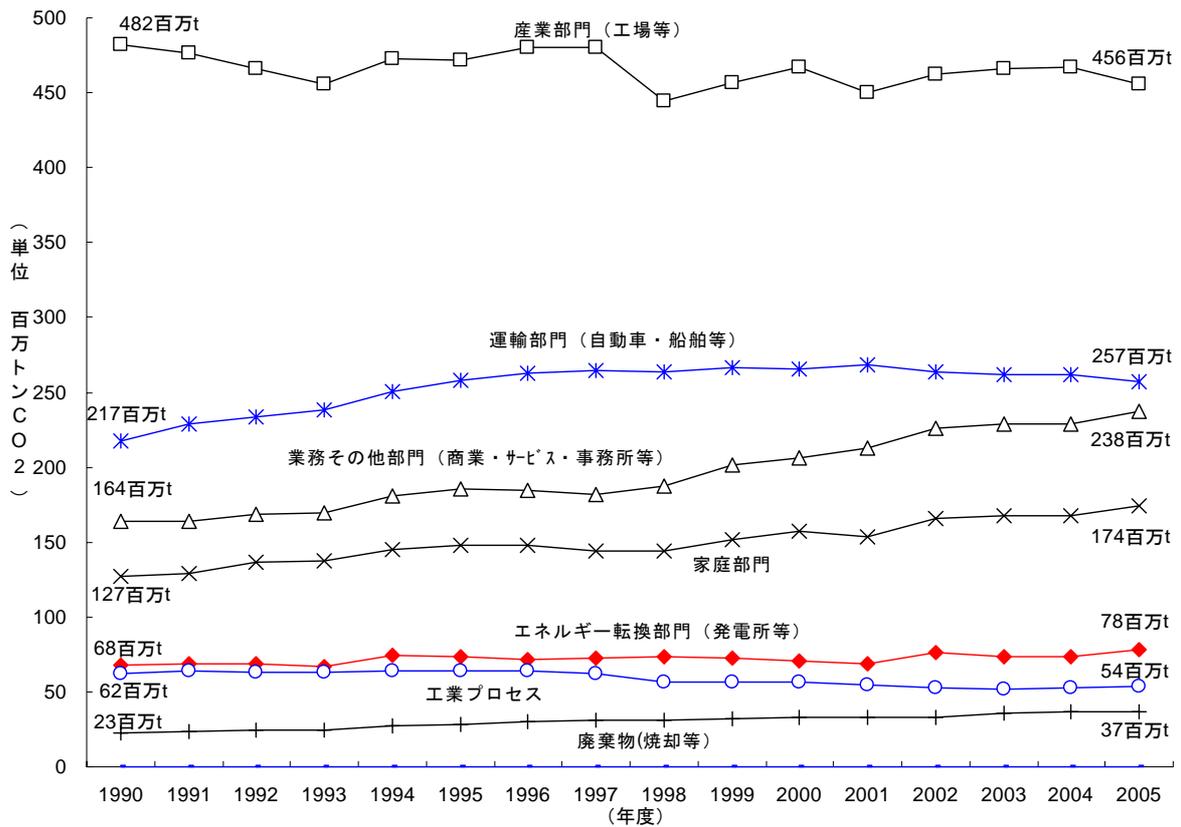


図 2 : エネルギー起源二酸化炭素排出量の部門別の推移

## 2. 既存対策の評価

### (1) これまでの評価経緯

合同会合においては、目標達成計画に示された各対策の進捗状況等について、2006年12月から関係業界等からヒアリングを行い、個別対策ごとに作成した進捗状況についての調査票を基に、2007年3月に関係省庁からヒアリングを行った。

また、2007年5月29日には、地球温暖化対策推進本部において、「京都議定書目標達成計画の進捗状況」がとりまとめられている。

### (2) 評価内容

現行対策を大別すると①現行計画を上回る対策効果が見込まれるもの、②現行計画における対策効果が見込まれるもの、③現行計画を下回る対策効果が見込まれるもの、④その他（現時点では対策効果を把握できないもの）に分類される。

目標達成計画に示された対策・施策には、平成17年度から更に進展・具体化されているものも見られ、我が国の地球温暖化対策は前進していると言えるものの、現状では、総合的に見れば、対策が十分に進捗して

いるとは言えない状況にあり、目標達成計画策定時における各対策の排出削減見込量を達成するためには、過去を上回る進捗が必要な対策が多く見られることから、対策の進捗は極めて厳しい状況にある。

過去の進捗が見込みと較べ十分とは言えない対策の加速化を図るため、また、更なる削減の可能性が見込める対策の一層の強化に向けて、削減効果の確実な措置について早急に検討を進め、実施する必要がある。

なお、評価内容の詳細については別紙のとおりである。

### 3. 2010年における温室効果ガスの排出量の見通しと不足削減量

(1) 社会経済活動量の変化 (P)

(2) 2010年における温室効果ガスの排出量の見通し (P)

### Ⅲ 京都議定書目標達成計画の見直し

#### 1. 目標達成計画の見直しに当たっての視点

○ 今回の検討は、約束期間の開始を来年度に控えた最後の見直しであり、来年度から着実に削減するために、本年5月に地球温暖化対策推進本部によって行われた進捗状況点検の結果を十分に踏まえ、かつ、現行目標達成計画策定時以降の約束期間におけるマクロ経済情勢の変化も考慮した上で、必要な対策・施策の追加・強化を適切に行い、6%削減約束の達成に確実に期す必要がある。

○ 6%削減目標のためには、全部門で排出削減のための一層の取組が必要となることは言うまでもないが、特に排出量の伸びが著しい業務部門・家庭部門の対策について、抜本的に強化することが必要である。

○ さらに、個別部門対策を超え、また、短期的視点のみならず中長期的な観点も踏まえた上で、国民全体が総力を挙げて温室効果ガスを削減するよう、ライフスタイル・ビジネススタイルの変革等を促すような対策の強化も視野において考える必要がある。

#### 2. 対策・施策の強化の方向

合同会合での審議を踏まえ、追加的に実施を検討する必要がある主要な対策・施策を以下に掲げる。

なお、今後、合同会合の審議において、早急にその具体的内容（例えば、支援措置については想定される事業量やその効果など、規制措置については具体的な規制対象や規制値など）を検討し、各々の排出削減効果を可能な限り具体的に推計していくものと、引き続き最終報告に向けて検討すべき課題とに分けて整理した。

##### (1) 今後早急に具体的内容を検討し可能な限り効果を推計していく対策・施策

###### ① エネルギー起源二酸化炭素の対策・施策

###### (自主行動計画の推進)

自主行動計画については、本年6月の合同会合において、各省庁所管業種の進捗状況が示されたところであるが、現時点で取組が十分でない業種についての拡大・強化が必要である。このような方向性については、本年7月の地球温暖化対策推進本部幹事会においても確認されたところであり、遅くとも本年秋までに以下の具体的取組を実施すべきである。

すなわち、未だに自主行動計画を策定していない業種に対し、自主行動計画の策定の働きかけを促進する必要がある一方、既に自主行動計画を策定している業種においても、数値目標を持たない業種については、

CO<sub>2</sub>排出量等による定量的な数値目標の設定を促す必要がある。また、自主行動計画が策定されているにも関わらず、未だに所管省庁によるフォローアップが行われていない業種については、所管省庁において審議会等プロセスの活用等透明な手続きの下、厳格なフォローアップを実施すべきである。さらに、設定された定量的目標を現時点において既に超過している業種については、現状の実績以上のより高い目標の設定を促進すべきである。その上で、京都議定書上の第一約束期間が2008年から2012年の5年間にわたることから、計画の目標についても、5年間の平均で達成するものとする必要がある。

目標となる水準を、現時点（直近年度）において未だに達成していない業種について、今後の対策内容とその効果（京都メカニズムの活用を含む。）を可能な限り定量的・具体的に示す等、目標の確実な達成に向けた取組が求められる。

また、京都議定書が温室効果ガス総排出量を目標としていることにもかんがみ、原単位のみを目標指標としている業種は、CO<sub>2</sub>排出量についても併せて目標指標とすることを積極的に検討すべきである。

経団連加盟業種・会員企業による①本社ビル等オフィスの削減目標設定や、②社員宅における環境家計簿の利用拡大等、民生・運輸部門への経団連等における業種横断的な取組を促すことが必要である。

さらに、自主行動計画に基づく取組について、海外や消費者等への分かりやすい情報発信を行うことが必要である。

以下、自主行動計画の拡大・強化が特に求められる主な対象業種を示す。（括弧内は所管省庁等）

- 未策定業種に対する自主行動計画策定の働きかけ促進

【対象業種】ぱちんこ、ゲームセンター（警察庁）、信用組合、信用金庫、証券（金融庁）、学校（文科省）、病院（厚労省）、情報サービス、リース、特定規模電気事業者、家電量販店、大規模展示場（経産省）、産業廃棄物処理、ペット小売り、新聞（環境省）

- 定性的目標の定量化等の促進

自主行動計画を策定していても、数値目標を持たない業種（経団連非加盟業種）に対し、目標の定量化を促すべき。

【対象業種】生保（金融庁）、通信、放送（総務省）、外食（農水省）、倉庫、バス、タクシー、港運、舟艇（国交省）

- 政府による厳格なフォローアップの実施

議事公開の下での審議会等プロセスの活用など、透明な手続きの下、厳格なフォローアップを実施すべき。また、毎年度の実施により、直

近の正確な実態を把握すべき。

【対象業種】銀行、生保、損保（金融庁）、ビール酒造、たばこ製造（財務省）、製薬、生協（厚労省）、LPガス、商社（経産省）

● 目標引き上げの促進

厳格なフォローアップにより、業務・運輸部門の業種も含め、目標の引き上げを促進すべき。その際、現時点の実績水準以上の意欲的な新目標を設定すべき。

【対象業種】食品製造（農水省）、化学、石油、セメント（経産省）、トラック、住宅生産（国交省）

（算定・報告・公表制度）

現行制度の着実な施行等により、国民各層にわたる自主的な温暖化対策への取組の基盤づくりを進めるとともに、排出量情報の公表・可視化による国民・事業者全般の自主的取組の促進へのインセンティブ・機運を高めることを進める。

電気事業者が取得した京都メカニズムクレジットを、算定・報告・公表制度において電気事業者ごとのCO<sub>2</sub>排出係数に反映させる方策については、本年度中に十分に検討し、結論について関係者に周知を図ることとする。

（都市構造・地域構造の見直し）

都市・地域全体の環境負荷の低減に向けて、都市のエネルギー環境改善の観点から、地区レベルで複数の建築物が連携したエネルギーの面的利用や下水道の有する資源・エネルギーの効率的利用を促進するとともに、様々な都市機能が集約し、公共交通が中心となる集約型都市構造を実現するなど、都市構造・地域構造を見直すための様々な取組を推進することが必要である。

（公的部門の排出削減）

国の施設について、平成19年3月に閣議決定した政府実行計画及びこれに基づく各省の実施計画の策定等を通じて、太陽光発電や建物の緑化を進めるなど、排出削減を一層推進すべきである。また、地方公共団体への働きかけを通じて、関係施設の排出削減のための計画策定を促進すべきである。

（地域の取組の強化）

地方公共団体については、その区域の自然的社会的条件に応じた、地域創意工夫を生かした削減対策が講じられ、また、各地域において先進

的な取組が進むよう促進すべきである。

また、地方公共団体による、地域住民・企業へのきめ細やかな対応を実施するため、都道府県地球温暖化防止活動推進センター、地球温暖化防止活動推進員の更なる活用を図るべきである。

（住宅・建築物の省エネ性能の向上及び評価・表示の充実）

省エネ法においては、全ての住宅・建築物の建築主等に対して省エネ措置の努力義務を課すとともに、2,000 m<sup>2</sup>以上の住宅・建築物の新築時等において、建築主等に対し、省エネ措置の届出が義務付けられ、著しく不十分な場合には指示、公表されることとなっている。住宅・建築物に係る省エネ措置の一層の強化に向け、中小規模や既存の住宅・建築物も含め、より実効的な規制・誘導策の検討が必要である。その際、行政コスト、国民負担、構法の特長、技術水準、市場環境等を踏まえることが必要になる。

また、共同住宅の専有部分、戸建住宅について、建築設備を住宅の省エネ評価の対象に追加した上で、住宅・建築物ともに、運用時も念頭において建物外皮と建築設備を総合化した省エネ評価手法の開発を図ることが必要である。

さらに、既存ストックの省エネ改修を進めるために、費用対効果の高い改修方策・評価方法、インセンティブの付与方策等を検討する必要がある。

また、環境性能の評価手法であるCASBEEについては、CO<sub>2</sub>の評価の充実等、評価ツールの充実を図るとともに、戸建住宅に対応した評価ツールの開発やまちづくり等の評価ツールの普及をさらに促進する必要がある。

（複数の建物からなる街区レベルや地区レベルでの面的な対策）

個々の建物だけでなく、複数の建物からなる街区レベルや地区レベルでの面的なエネルギー対策とともに、まちづくり全体でのエネルギーの運営管理や、多様で主体的な省エネ措置や活動の推進・支援を行う必要がある。

（国民運動）

「1人1日1kg」の温室効果ガス削減をモットーとして、チーム・マイナス6%での「私のチャレンジ宣言」の受付、企業による協賛等も含めて、ライフスタイルの見直しや、家庭と職場での努力や工夫について、テレビ・インターネット等のマスメディアも活用しつつ、呼びかける。具体的には省エネ機器への普及促進、クールビズの定着、ゴミの減量、白熱球の蛍光灯への交換などを推進すべきである。この際、「エコポイント」など、企業等の協力を得つつ国民一人一人の行動に応える

取組を普及させていくとの視点が重要である。

オフィスビル、店舗、家庭等におけるベスト・プラクティス（優良事例）の提示を通じた各部門の省エネ化を促進すべきである。

国民運動をより総合的に推進するため、排出削減効果を定量化・見える化するとともに、国民各層における取組を促進するため、各省庁の役割分担、担当省庁の責任体制を明確化すべきである。

#### （機器対策）

個別機器やシステムの効率の更なる向上を図るため、省エネ技術の開発を推進するとともに、トップランナー基準の対象機器の拡大や目標基準値の強化、待機電力の削減等を推進すべきである。

家庭における省エネ診断を金融と組み合わせた「家庭版E S C O」の導入も選択肢の1つとして念頭に置きつつ、省エネ家電の普及を促進すべきである。

税制優遇措置等を通じて、特に業務部門における省エネ設備等の導入促進を図るべきである。また、個々の設備に加えて、省エネ等に貢献するシステムの導入支援を推進すべきである。

#### （見える化）

省CO<sub>2</sub>効果が目に見えるかたちで消費者等に把握できるようにするため、環境家計簿の活用、製品等におけるCO<sub>2</sub>排出量の表示等を進めるべきである。

#### （産業・業務部門の対策）

企業単位での取組を促進するため、共通した取組が可能な一定規模以上のチェーン店等について一括した取組の促進を検討すべきである。

また、工場・事業所ごとの取組に対するベンチマーク等の指標を活用した客観的評価の推進を検討すべきである。

さらに、中堅・中小企業や一般消費者に対する省エネ支援の取組の促進及びE S C O事業の一層の活用について検討すべきである。

#### （自動車単体対策）

クリーンエネルギー自動車の普及や2010年燃費基準からの更なる低燃費化のためには、グリーン税制等の自動車燃費向上に対するインセンティブ付与施策を今後も講じていくことを検討していく必要がある。

#### （エコドライブの普及促進）

バス・タクシー・トラックのドライバーといった運転のプロを対象に進めるとともに、対策の裾野を広げて削減量を拡大するため、一般のドライバーを対象とした対策・施策も併せて強化していくべきである。

#### （物流の効率化）

一層の効率化の取組としては、物流効率化を疎外する商慣行の是正、エコポイントなど消費者の環境に配慮する意向を物流の効率化の取組に反映できる仕組みを推進していくべきである。

また、幹線物流に加えて、円滑な都市内物流を実現していくことが重要である。

#### （交通流対策・公共交通機関の利用促進等）

地方公共団体や公共交通事業者等の関係者が一体となって、計画的に取り組むことが有用であり、「都市・地域総合交通戦略」の策定等を一層支援すべきである。

「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づき、地方鉄道の活性化など地域住民の移動の確保、都市部におけるLRTやBRTの導入、乗継の改善等について総合的に支援するなどの措置を講ずるべきである。

旅客部門の排出量のうち、通勤、営業など企業に関係する排出が約6割に上ることから、従業員の通勤、営業、出張に伴う温室効果ガス排出量の低減に向けた取組を強化するべきである。

運輸部門の削減のためには、原単位の改善とともに、交通需要の管理が必要であるため、コンパクトなまちづくり等の交通需要管理施策を推進すべきである。

さらに、環状道路の整備やボトルネック踏切の除却等による渋滞緩和、ETCやVICSの普及促進等のIT技術を活用した交通流対策を一層推進すべきである。

#### （新エネルギー対策の推進）

新エネルギー対策の推進については、目標の達成を確実にするために、RPS法等の供給側の取組の着実な実施や、グリーン電力証書等の民間の自主的取組の促進等による需要側の取組の強化を図ることが必要である。太陽光発電・太陽熱利用・風力発電等に対する導入支援策を充実させることが必要である。さらに、自然公園規制を含む各種土地利用規制との円滑な調整を推進することが必要である。

バイオマス燃料については、グリーン税制などの経済的インセンティブの活用も検討しつつ、その普及の促進が必要である。

さらに、下水道における汚泥や未利用エネルギーの活用、道路空間における太陽光発電の活用等を促進すべきである。

政府の実行計画に基づき、全国の官庁施設における太陽光発電・建物緑化等のグリーン化を集中的に推進すべきである。

#### (中小企業の排出削減対策の推進)

中小企業における排出削減対策の強化を図るべきである。このため、中小企業の排出削減設備導入について、資金面の公的支援の一層の充実を推進すべきである。

また、大企業の技術・資金等を提供して中小企業等が行った排出削減量を自主行動計画等の目標達成のために活用する仕組みの構築を図るべきである。その際、参加事業者が自主的に取り組むことを前提としつつ、全体での排出削減につながるよう、排出削減量の認証に当たって、京都メカニズムクレジットとの比較を念頭に置き、一定の厳格性及び追加性を確保するとともに、中小企業等の利便性確保の観点から可能な限りの手続の簡素化等を図る必要がある。

#### (下水道における対策の推進)

下水道分野における地球温暖化対策の徹底に向けて、省エネに資する新技術の開発促進や処理プロセス全体の最適化等、抜本的な省エネ対策を推進する必要がある。

### ②非エネルギー起源二酸化炭素、メタン及び一酸化二窒素の対策・施策

廃棄物分野において温室効果ガス排出量の削減を進めるため、3R をさらに推進するとともに、熱回収等の施設整備、車両対策を推進すべきである。加えて、一般廃棄物については、プラスチックの分別収集を推進するとともに、産業廃棄物については、産業廃棄物処理業者の業界団体による自主行動計画の策定及び産業廃棄物排出事業者の業界団体による自主行動計画の見直しを進めるべきである。

### ③代替フロン等3ガスの対策・施策

代替フロン等3ガスについては、産業界による排出削減計画の目標を達成し、さらに目標を引き上げた分野がある等、対策の効果が上がっている(本年6月のフォローアップにおいても、計画の更なる深掘りを先行して行った業種がある)が、今後とも排出削減計画をフォローアップすることにより、各業界の目標達成の蓋然性の向上を図るべきである。また、産業界の取組と併せて、代替ガスの実用化や排出抑制設備の導入促進等に対する事業費用への支援等を進めるべきである。

一方、冷媒分野等今後の排出の増加が見込まれる分野があり、ノンフロンへの転換のための技術開発や、ノンフロン技術の普及等を、さらに促進すべきである。また、改正フロン回収・破壊法の普及啓発を行うとともに、現場設置型機器やカーエアコン使用時の冷媒漏洩対策に向けて実態把握等を進め、必要に応じ管理体制を強化するとともに液体 PFC 等の適正処理対策を推進すべきである。

### ④吸収源の対策・施策

森林吸収量については、1,300 万炭素トン(基準年総排出量比3.8%)の確保の

ため、平成 19 年度から今後6年間にわたり、毎年 55 万 ha(現状の年間の間伐面積 35 万 ha に加え、追加的な森林整備 20 万 ha を含む)、合計 330 万 ha の間伐の実施が必要な状況である。

このため、①国産材利用を通じた適切な森林整備、②森林を支える生き活きとした担い手・地域づくり、③都市住民・企業等幅広い森林づくりへの参画、などの取組を官民一体となって進める「美しい森林づくり推進国民運動」を展開するなど、引き続き幅広い国民の理解と協力のもと、間伐等の森林整備の加速化を図るための支援策を推進すべきである。

都市緑化については、実際の吸収源としての効果に加え、国民にもっとも身近な吸収源対策という普及啓発効果もあることから、引き続きその推進を図るべきである。

#### ⑤京都メカニズムに関する対策・施策

国内対策を基本として国民各界各層が最大限努力することを前提に、京都議定書の約束達成に不足する差分については、京都メカニズムにより対応することが必要になる。今後、国内対策の効果を十分に精査した上で、必要なクレジットを取得することが必要である。

### (2)最終報告に向けて検討すべき事項

#### (国内排出量取引)

国内排出量取引制度は、排出削減目標達成を確実に行うことを可能とし、これを最小のコストで実現しうる制度であるとして、その導入を積極的に検討すべき、また、少しでも費用効果的な手段を採用するため、他の政策とのポリシーミックスを行うことも検討すべきであるとの意見があった。また、欧米における制度の導入状況を見つつ、世界的な炭素市場が形成されつつある中で金融的側面からも国内排出量取引制度を評価し、日本のみが乗り遅れないよう制度整備を検討すべき、技術開発を促進し、経済活動への柔軟性がある政策として排出量取引が導入されてきたとの意見があった。

他方、国内排出量取引制度については、個々の排出主体への排出枠の割当が前提となる強度の規制的措置であるとの意見があった。また、排出枠の公平な割当が困難であり、また産業の海外流出(炭素リーケージ)を招くのではないかと懸念が示された。さらに、EU-ETSが必ずしも実質的な排出削減につながっていないこと、我が国において排出の伸びが著しい業務・家庭部門対策として有効性を欠くこと、短期的な目標設定では企業の追加的な投資ならびに長期的な技術開発に対してインセンティブが働かないことから、国内排出量取引制度導入は不相当との意見があった。

いずれにしても、中期的な我が国の温暖化に係る戦略を実現するとい

う観点も含め、他の手法との比較やその効果、産業活動や国民経済に与える影響等の幅広い論点について、総合的に検討していくべき課題である。

#### (環境税)

地球温暖化防止のための環境税については、国民に広く負担を求めることになるため、地球温暖化対策全体の中での具体的な位置付け、その効果、国民経済や産業の国際競争力に与える影響、諸外国における取組の現状などを踏まえて、国民、事業者などの理解と協力を得るように努めながら、真摯に総合的に検討を進めていくべき課題である。

### 3. その他

現行目標達成計画は、2010年の単年を目標として対策効果の見通しが立てられているが、議定書の遵守という観点から、約束期間の5年間全体を通して削減約束の達成の進捗管理を行えるような枠組みについて検討すべきとの意見があった。

また、現行計画では、策定後毎年、各対策について進捗状況等について点検することにより、必要に応じ施策の強化を図ることとなっているが、来年から開始する約束期間においては、削減約束の遵守を確実にする観点から、対策・施策の最新の進捗状況を迅速に把握・点検し、かつ、対策・施策の強化や追加など計画の進行管理を適時適切に行うための方策について検討すべきであるとの意見があった。

### おわりに

昨年11月の第1回合同会合から21回(予定)にわたって、目標達成計画に位置付けられた現行対策・施策の進捗状況等について評価・見直しに係る審議を続けてきた。

今般、合同会合として、中間報告をまとめ、現行の目標達成計画の評価を行うとともに、今後とるべき対策・施策の強化の方向性を示したところである。

今後、年内に最終報告をとりまとめるべく、早急にその具体的内容を検討した上で、各々の排出削減効果を推計していくことが必要である。

なお、削減効果の評価については、各々の施策間の重複等にも留意した上で、過大な見積もりになることがないよう、定量化を検討する必要がある。

既存対策の評価(別紙)

	①現行計画を上回る対策効果が見込まれるもの	②現行計画における対策効果が見込まれるもの	③現行計画を下回る対策効果が見込まれるもの	④その他(現時点では対策効果を把握できないもの)
産業部門 エネルギー転換部門	「1-7:コージェネレーション・燃料電池の導入促進等のうち天然ガスコージェネレーション」 「2-18:高性能ボイラーの普及」	「1-1:自主行動計画の着実な実施とフォローアップ」 「1-5:原子力の推進等による電力分野における二酸化炭素排出原単位の低減」 「1-6:新エネルギー対策の推進(バイオマス熱利用・太陽光発電等の利用拡大)」 「1-7:コージェネレーション・燃料電池の導入促進等のうち燃料電池」 「2-13:バイオマスの利活用の推進(バイオマスタウンの構築)」 「2-14:複数事業者の連携による省エネルギー」 「2-17:高性能工業炉の導入促進」 「2-19:次世代コークス炉の導入促進」		「2-15:省エネルギー法によるエネルギー管理の徹底(産業)」 「2-20:建設施工分野における低燃費型建設機械の普及」
業務その他部門 家庭部門	「1-9:トップランナー基準による機器の効率向上」 「2-26:省エネ機器の買い替え促進」	「1-2:建築物の省エネ性能の向上」 「1-3:BEEMS、HEMSの普及」 「1-4:住宅の省エネ性能の向上」 「2-14:複数事業者の連携による省エネルギー」(再掲) 「2-28:高効率給湯器の普及」 「2-29:業務用高効率空調機の普及」 「2-30:業務用省エネ型冷蔵・冷凍機の普及」 「2-32:待機時消費電力の削減」	「2-31:高効率照明の普及(LED照明)」	「2-16:省エネルギー法によるエネルギー管理の徹底(民生業務)」 「2-27:エネルギー供給事業者等による消費者へのエネルギー情報の提供」
運輸部門	「1-8:トップランナー基準による自動車の燃費改善」 「2-7:交通安全施設の整備」 「2-11:トラック輸送の効率化」	「2-1:公共交通機関の利用促進」 「2-2:環境に配慮した自動車使用の促進(エコドライブの普及促進等による自動車運送事業等のグリーン化)」 「2-4:自動車交通需要の調整」 「2-5:高度道路交通システム(ITS)の推進」 「2-6:路上工事の縮減」 「2-9:海運グリーン化総合対策」 「2-10:鉄道貨物へのモーダルシフト」 「2-12:国際貨物の陸上輸送距離の削減」 「2-21:クリーンエネルギー自動車の普及促進」 「2-24:鉄道のエネルギー消費効率の向上」 「2-25:航空のエネルギー消費効率の向上」	「2-3:環境に配慮した自動車使用の促進(アイドリングストップ車導入支援)」 「2-8:テレワーク等情報通信を活用した交通代替の推進」 「2-22:高速道路での大型トラックの最高速度の抑制」 「2-23:サルファーフリー燃料の導入及び対応自動車の導入」	
HFC等3ガス部門		「1-10:産業界の計画的な取組の促進、代替物質の開発等及び代替製品の利用の促進」 「1-11:法律に基づく冷媒として機器に充てんされたHFCの回収等」		
非エネルギー起源 CO <sub>2</sub> 、メタン、N <sub>2</sub> O		「2-33:混合セメントの利用拡大」 「2-34:廃棄物の焼却に由来する二酸化炭素排出削減対策の推進」 「2-35:廃棄物の最終処分量の削減等」 「2-36:アンピン酸製造過程における一酸化二窒素分解装置の設置」 「2-37:下水汚泥焼却施設における燃焼の高度化」 「2-38:一般廃棄物焼却施設における燃焼の高度化等」		
温室効果ガス吸収源対策	「1-12:森林・林業対策の推進による温室効果ガス吸収源対策の推進」については、現状の森林整備面積に加え、2007年度から2012年度に毎年度20万ha(合計120万ha)の追加的な整備が必要であり、引き続き関連施策を推進するとともに、計画における削減見込みが達成されるよう最大限の努力が必要である。 「2-39:都市緑化等の推進」については、対策評価指標である「公共公益施設等における高木植栽本数」が順調に増加しており、目標である7,500万本を達成見込みである。			
京都メカニズム	「1-13:京都メカニズムの本格活用(京都メカニズムクレジット取得事業)」については、国内対策を基本として国民各界各層が最大限努力することを前提に、京都議定書の約束達成に不足する差分について、必要なクレジットを確保することが必要である。			

注)既存対策の評価は、各対策の対策評価指標に基づき分類した。